平成２７年（フ）第１１号
熊本県人吉市南町15番地５　寺島ハイツＡ201
債務者　日熊　裕子（旧姓野崎）
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第１８４号
東京都昭島市福島町998番地都営東中神アパート９棟309号
債務者　片山正吉こと　方　　正吉
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２０号
栃木県下野市小金井１丁目２番地１　サンロード岡本206号室、従前の住所栃木県下野市仁良川1499番地１　47―２街区１画地
債務者　三関かおり（旧姓蓬田）
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第３３４７号
東京都西多摩郡檜原村411
債務者　濱中　美里
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６２号
横浜市緑区竹山３丁目２番地４　竹山団地3202棟216号
債務者　馬場　博志
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６３号
横浜市緑区竹山３丁目２番地４　竹山団地3202棟216号
債務者　馬場とし子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１６９号
茨城県土浦市大和町７番19号
破産者　有限会社マツキン
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１１９号
沖縄県那覇市銘苅３丁目１番38号
破産者　有限会社沖縄グルメフーズ
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１２２２号
さいたま市南区別所３丁目38番21号
破産者　株式会社オフィス・キー
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４９号
沖縄県宜野湾市新城２丁目39番20号
破産者　有限会社パナ
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９７号
岐阜県関市小迫間112番地
破産者　有限会社ドウケ利器工業
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第３６８号
静岡県島田市横岡1073番地の６
破産者　株式会社カンパニー
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２１号
沖縄県沖縄市久保田１丁目29番44号
破産者　德嶺　泰也
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１７６４号
札幌市中央区北２条東８丁目86番地８
破産者　株式会社北海道クリエイティブセンター
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６９号
北海道紋別市渚滑町３丁目35番地10
破産者　有限会社ティーキュービック
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４４号
岩手県北上市九年橋３丁目19番18号
破産者　株式会社イースト
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５８９号
埼玉県川越市大字山田西町131番地
破産者　有限会社埼玉中央ハウジング
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５９２号
埼玉県鶴ヶ島市大字町屋135番地２
破産者　有限会社中央
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２２９号
神奈川県小田原市前川946番地の１
破産者　有限会社ケイアンドエム
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４６６号
静岡県伊東市八幡野1083番地の３
破産者　有限会社ノンケアセンター
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部